

１ 応募資格

次のすべての要件を満たす方

- (1) 保育士の登録を受けていること、又は令和８年３月末日までに登録される見込みであること。（神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。）
- (2) 地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。
※欠格事由については申込書で確認してください。

２ 職務内容・勤務条件等

(1) 職務内容

- ① 保育業務
- ② その他保育園運営に必要な業務
- ③ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

勤務場所	芦穂崎保育園（鶴見中央 2-13-29） 鶴見保育園（鶴見中央 2-10-7）
勤務日	ローテーション制による月～土曜日のうち週 5 日勤務（週 30 時間勤務） 休日、1 月 1 日、1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日を除く
勤務時間	次の各勤務時間のローテーション ・ 6：50～13：50 ・ 7：00～14：00 ・ 7：20～14：20 ・ 7：30～14：30 ・ 7：45～14：45 ・ 8：00～15：00 ・ 8：30～15：30 ・ 9：00～16：00 ・ 10：30～17：30 ・ 11：00～18：00 ・ 11：30～18：30 ・ 11：40～18：40 ・ 12：00～19：00 ・ 12：10～19：10 ※休憩時間（1 時間）を含む。
給与	月額 220,300 円 ※令和 7 年度実績（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。） 期末手当、勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給
休暇	年次休暇、夏季休暇等
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第 22 条の 2 に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大 4 回))

3 募集期間

令和 8 年 2 月 4 日 (水曜日) 午後 5 時まで

4 募集人員

各保育園 若干名

5 応募方法

次の必要書類を、鶴見区こども家庭支援課に提出してください。(郵送または持参)

郵送の場合、確実な郵送のため、「特定記録」又は「簡易書留」扱いにしてください。

提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 会計年度任用職員申込書兼履歴書 (第 1 号様式)

(勤務希望の保育園をご記入ください。)

(2) 保育士証の写し

(令和 8 年 3 月末日までに保育士登録見込みの方については、登録後に提出してください。なお、選考に合格しても、保育士登録ができなかった場合には採用することができません。登録できなかったことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。)

6 選考方法等

(1) 面接選考 (令和 8 年 2 月上旬から 2 月中旬までの間の指定日に実施予定、

令和 8 年 2 月下旬以降 結果通知予定)

(2) 健康診断 採用後に健康診断を受診していただきます。

(日程は別途連絡)

7 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

8 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

9 その他

(1) 令和 8 年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。

(2) 任用にあたっては、児童福祉法第 18 条の 36 第 3 項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者 (児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消さ

れた者等）への該当の有無を確認のため、同条第1項のデータベースの検索を行います。
検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

10 申込・問合せ先

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

鶴見区役所こども家庭支援課 市立保育所会計年度任用職員（月額職）採用担当

電話 045-510-1797（午前8時45分～正午、午後1時～午後5時まで。平日のみ。）